

平成27年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成27年9月18日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	北村五十鈴	2番	稲垣 誠亮
3番	栢木 進	4番	岩井智恵子
5番	中塚 尚憲	6番	山本 剛
7番	太田 健一	8番	野並 享子
9番	東郷 正明	10番	上杵 種雄
11番	欠 員	12番	市木 一郎
13番	丸山 敬二	14番	鈴木 市朗
15番	矢野 隆行	16番	梶山 幾世
17番	河野 司	18番	坂口 哲哉
19番	高橋 繁夫	20番	立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	遠藤 伊久也	総務部長	川端 弘一
市民部長	上田 裕昌	健康福祉部長	玉田 善一
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	樋口 隆	都市建設部長	和田 勝行
教育部長	澤 嘉彦	政策調整部次長	瀬川 俊英
総務部次長	寺田 実好	環境経済部次長	竹中 宏
広報秘書課長	服部 道和	総務課長	赤坂 悦男

出席した事務局職員の氏名

事務局長	白井 芳治	事務局次長	野玉 義弘
書記	吉川 加代子	書記	佐々木美砂子

議事日程

諸般の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 発言の取消し

第 3 議第 6 3 号から議第 8 5 号まで及び請願第 1 号

(平成 2 6 年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について 他 2
3 件)

各委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

第 1 発議第 3 号から発議第 5 号まで

(野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例 他 2 件)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第 2 意見書第 9 号及び意見書第 1 0 号

(ヘイトスピーチに反対し、それをなくすための法整備を求める意
見書(案) 他 1 件)

提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後 1 時 0 0 分

議事の経過

(再開)

○議長(梶山幾世君) (午後 1 時 0 0 分) ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は 1 9 人全員であります。

本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、お手元の文書のとおりです。

暫時休憩いたします。

(午後 1 時 0 1 分 休憩)

(午後 2 時 1 4 分 再開)

○議長(梶山幾世君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(日程第 1)

○議長（梶山幾世君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第17番、河野司議員、第18番、坂口哲哉議員を指名いたします。

（日程第2）

○議長（梶山幾世君） 日程第2、発言の取消しを議題といたします。

稲垣誠亮議員から、9月4日の会議において、不穏当な発言があったことから、会議規則第64条の規定により、既に配付しましたとおり、発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） ご異議なしと認めます。よって、稲垣誠亮議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

ここで、稲垣誠亮議員から発言を求められておりますので、発言を許します。

稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 9月4日の本会議の一般質問の私の発言の中で、不穏当な発言をしました。おわび申し上げます。申しわけありませんでした。

（日程第3）

○議長（梶山幾世君） 日程第3、各委員長より委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第63号から議第85号まで及び請願第1号平成26年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について他23件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第3番、栢木進議員。

○3番（栢木 進君） 第3番、栢木進でございます。

去る9月3日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案及び請願を審査するため、9月11日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果についてご報告いたします。

議第80号野洲市情報公開条例の一部を改正する条例、議第81号野洲市個人情報保護条例の一部を改正する条例、議第82号野洲市手数料条例の一部を改正する条例、議第85号おうみ自治体クラウド協議会の設置に関する協議につき議会の議決を求めることにつ

いて、以上の4議案を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答と委員間討議を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第80号については採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第81号、議第82号及び議第85号については、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号「国に対し所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める請願書」については、紹介議員の説明を受け、質疑応答と委員間討議を繰り返し、慎重に審査を行い、採決いたしました結果、賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案及び請願の審査結果の報告といたします。

○議長（梶山幾世君） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第13番、丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） 第13番、丸山敬二です。

去る9月3日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月11日に委員会を招集し、委員6人出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第83号野洲市立幼稚園条例の一部を改正する条例、以上の1議案を議題として詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました結果、議第83号の1議案は、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（梶山幾世君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第19番、高橋繁夫議員。

○ 19 番（高橋繁夫君） 第 19 番、高橋繁夫でございます。

去る 9 月 3 日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9 月 14 日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

議第 84 号野洲市営住宅条例の一部を改正する条例を議題として詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査しました結果、議第 84 号は、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（梶山幾世君） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

第 20 番、立入三千男議員。

○ 20 番（立入三千男君） それでは、去る 9 月 3 日の本会議におきまして、決算特別委員会に付託を受けました議案を審査するため、9 月 8 日、9 日、10 日に各分科会を、16 日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告を申し上げます。

議第 63 号平成 26 年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、議第 64 号平成 26 年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 65 号平成 26 年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 66 号平成 26 年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 67 号平成 26 年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 68 号平成 26 年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 69 号平成 26 年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 70 号平成 26 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 71 号平成 26 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 72 号平成 26 年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 73 号平成 26 年度野洲市水道事業会計決算の認定について、以上 11 議案を議題として詳細な説明を受け、質

疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第63号から議第65号までの3議案については、賛成多数にて原案のとおり認定すべきものと決しました。

また、議第66号から議第73号までの8議案については、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、決算特別委員会に付託を受けました決算の審査結果の報告といたします。

以上です。

○議長（梶山幾世君） これより、決算特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第17番、河野司議員。

○17番（河野 司君） 第17番、河野司でございます。

去る9月3日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました予算を審査するため、9月8日、9日、10日に各分科会を、16日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告を申し上げます。

議第74号平成27年度野洲市一般会計補正予算（第5号）、議第75号平成27年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第76号平成27年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第77号平成27年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第78号平成27年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）、議第79号平成27年度野洲市土地取得特別会計補正予算（第1号）、以上6議案を議題として詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第74号については賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第75号から議第79号までの5議案は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました予算の審査結果の報告といたします。

○議長（梶山幾世君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第63号から議第85号まで及び請願第1号の各議案について、討論を行います。

討論通告書が提出されていますので、発言を許します。

まず、議第63号について、第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 野並享子です。

討論をする前に、まず最初に、昨日、安全保障関連法案が強行採決をされたというこの事態に対しまして、断固抗議をいたします。

それでは、討論に入ります。

議第63号平成26年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

平成26年度の一般会計決算は、国の影響を大きく受けています。4月から消費税が8%に引き上げられました。この引き上げられた消費税は、社会保障に使うと言われましたが、通常の一般会計の財源を変えただけです。消費税の増税で、野洲市の社会保障関係費が上乘せされたものではありません。大企業に対しては、復興特別法人税を前倒しで廃止しましたが、国民には所得税は25年間、住民税は10年間復興税が加算されています。また、自動車取得税の減税で地方税が減収になるからと、軽自動車税の引き上げが行われました。しかし、現実には25年度対比で自動車取得税は2,475万円減収ですが、軽自動車税は244万円しか増収でなく、実質2,000万円ほどの減収となっています。結局、消費税交付金は8,735万円ふえましたが、地方交付税は2億1,000万円減りました。全国的には、一般会計ベースで2,502億円削減され、交付税の代替措置である臨時財政対策債も6,180億円の減であり、政府は地方消費税をはじめとした地方税収がふえるので、一般財源総額は増額になると説明していましたが、野洲市の決算を見る限り、その逆で、財政的には厳しくなりました。需用費は5,600万円ふえており、消費税増税が響いているのではないのでしょうか。

また、26年度から市職員の55歳以上の昇給をストップさせましたし、退職金も段階的に引き下げることになっており、影響が出たのではないのでしょうか。

法人市民税が、前年に比べ2億6,000万円ふえたのと、固定資産税が1億円ふえたことにより、剰余金が4億円という状況をつくり出したのが現実ではないのでしょうか。

また、消費税の増税に対して、一回ぼっきりの臨時福祉給付金を出しました。決算では、事務費は2,650万円、給付は1億3,254万円です。老齢年金受給者や特別障がい

者の方は5,000円加算され、1万5,000円です。しかし、対象者は6,644人ですが、78.5%の方しか申請していません。子育て世帯臨時給付金の対象者は6,591人で、97.8%申請しています。申請の格差が出ています。

このように、増税に伴う臨時給付金というやり方でなく、食料品の消費税を非課税にするとか、軽減するなどすれば、一々申請という煩わしさがなくなります。

27年度の現在も、金額を下げて同じように臨時給付金の申請が行われていますが、同じような申請率になるのではないのでしょうか。

地方自治体の仕事をふやし、国民に行き渡らない施策は愚策であり、税金の無駄遣いです。

安倍内閣の税制により、低所得者には重税、大企業、資産家には減税となり、さらに地方自治体の財政を圧迫しているということは、野洲市の決算を見てもわかります。安倍内閣が進める施策を、野洲市として拒否することもできず、執行しなければなりません、地方自治体として意見を述べていただくことを要望します。

野洲市の具体的な施策について、評価すべきこともあります。市立病院の建設についてはまだまだ道半ばですが、市民の健康、安心を確保するために、基本計画を策定されました。また、引き続きクリーンセンターの建て替え事業や学童保育の待機者ゼロなど、市民生活を守るために進められている施策は評価をしますが、何点か指摘をしたいと思います。

第1点目は、工業振興条例に基づき、5,000万円補助をされています。まだ3億8,000万円も残っているという状況で、山崎市政からの事業を引き続き行われています。このことに関しては、山仲市長が就任され、初めての議会で、市長が交代したことによって施策を変更し、資本金1億円以上の企業への補助をやめるなどすべきと提案しましたが、企業との約束をほごにできないと踏襲されました。5,000万円ずつ出していくなら、あと7年余り続くことになり、この点を指摘したいと思います。

2点目は、同和行政についてです。

同和地域にだけ学習指導がされていた問題は、今年度から改善しましたが、それは中学生のみであり、小学生に関しても特別な扱いをやめる必要があります。解放少年団活動は運動団体の領域ではないでしょうか。

また、部落解放人権施策確立要求びわこ南部地域実行委員会負担金15万円を納められています、甲賀市に続いて、湖南市では27年度から負担金を出すのをやめられました。野洲市としても、分担金の支出をやめるべきです。

さらに、市の人権施策は全ての人権であり、憲法の第3章10条から40条で定められている国民の権利及び義務を基本に行うべきであります。この点を指摘したいと思います。

3点目は、高過ぎる国保税の引き下げを求めても応じられません。所得の2割の保険税というのは余りにも負担が大きく、限度額も4万円引き上げられ、81万円になりました。ボーダーラインの方にとっては、苛酷な保険税となっています。基金残高も2億円以上あり、引き下げは可能です。基金が少ない自治体では、一般会計からの繰り入れを行い、保険税をされているところもあるぐらいです。

また、資格証明書の発行は、県内でも高順位にあります。資格証明書ゼロという市もある中、まずは医療を受けられることを保証すべきであり、市民の暮らしを顧みられない冷たい行政に反対をします。

さらに、県単位の国保事業にすることにも反対をするとともに、国庫補助を50%に戻し、年金暮らしや零細業者の負担軽減を国に求められるように要請します。

4点目は、教育行政で、学力テストに参加している点です。毎年結果が出るのは秋ごろであり、結果の対策を講じるには短期間しかありません。点数で競争をあおる学力テストでなく、30人学級にして、教師をふやし、子どもと接する時間をふやす費用に回すべきであります。

また、貧困の連鎖が言われており、低所得者に対する学習支援を小学生にまで広げられることを求め、反対討論といたします。

○議長（梶山幾世君） 次に、第13番、丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） 第13番、丸山敬二です。

ただいま議題となっております議第63号平成26年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

平成26年度の一般会計決算を見ますと、約4億5,000万円の黒字となり、回復基調の経済情勢であることが市税の収入動向からも見てとることができます。

特に、個人市民税ではわずかながらの増収でしたが、法人市民税では対前年度比約2億6,000万円の増収となり、財政調整基金からの取り崩しも最小限にとどめられ、さらに積み増しされるといった堅実な運営をされたところであり、自主財源比率も対前年度比4ポイントの増加を示しております。

さらに、実質公債費比率、将来負担比率はいずれも早期健全化基準を大きく下回っており、健全な財政運営ができていると判断をいたします。

一般会計の歳出決算では、市民生活に欠くことのできない生活基盤施設である新クリーンセンター施設本体工事に着手されたほか、都市の機能の発展に寄与する雨水幹線事業に見られる治水対策、野洲駅前広場の整備、篠原駅舎の改修など、子どもたちの通学路安全対策や橋梁の長寿命化等の市民の生活に直結した基盤を確実に推し進められたものと考えております。

このほか、市民が安心できる中核的医療の確保、すなわち市立病院整備事業に向けて、慎重に各種委員会や検討会を重ねて基本計画の策定を行うなど、着実に一步ずつ前進させております。

また、ソフト事業の展開においても、子育て支援に係る各種関連事業や、高齢者や障がい者、生活困窮者への生活支援に係る関連事業の推進、また、消防団北野分団の整備にも努められ、市民が安心して暮らせるために必要な施策を積極的に取り組まれたものと評価できるものです。

また、このように都市機能、生活機能などのインフラ整備事業を順調に展開され、ソフト事業においても支援を必要とする市民の安心、安全の確保を最優先に推し進められているものと評価しております。

これらの施策は、いずれも市民集会の開催などにより広く市民ニーズを的確に把握し、市民目線に立った市政を展開されたものと言えます。

しかしながら、今後においては市立病院整備事業を推進されることや、進行中の野洲駅周辺整備事業、こども園整備事業、クリーンセンター整備事業など、大規模事業の完遂を目指していることから、多額の財源が必要とされるほか、年々増加をたどる扶助費や公債費といった義務的経費への対応策の検討が必要となるものと考えます。

国内では、景気回復基調の状況ではあるものの、先のチャイナショックといったような海外景気の下振れが懸念されるなど、先行き不透明感が漂う状況ではありますが、今後の動向を冷静かつ客観的な視点で注視しつつ、限られた財源を有効に活用し、最大限の事業効果を上げることで、本市が目指すまちづくりの実現に向けて、さらなる努力を重ねていただくことを希望いたしまして、平成26年度一般会計歳入歳出決算の認定についての賛成討論といたします。

○議長（梶山幾世君） 次に、議第64号について、第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 第9番、東郷正明です。

ただいま議題となっています議第64号平成26年度野洲市国民健康保険事業特別会計

歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論します。

国民健康保険の被保険者の多くは、年金暮らしの人や非正規の低所得者、農業、個人経営などの人たちです。

本市では、国民健康保険事業の財政調整基金は、平成26年度末では2億9,605万4,000円であり、27年度に1億1,719万9,000円取り崩しても、平成27年度末で2億2,045万5,000円と、1世帯当たり1万円引き下げても6,300万円ぐらいで、26年度決算において引き下げることは可能でありました。

行政の言い分は、想定外のことに對して安定性とか効率性が必要とされていますが、平成30年から基金は県に移管されますが、被保険者からすれば、高齢者も多く、引き下げられないままとなります。しかし、法定外の繰り入れも行われていません。

本市の国保税は、19市町村で見ますと県下で4番目に高く、高島市と比較しますと、年間で10万円も高い国保税となっており、年金暮らしの世帯では払いたくても払えないのが実態です。納税者の所得階層別の収納率は、所得が低くなるほど低くなっています。生活困窮者の負担を少しでも軽減するためにも、国保税の引き下げは必要でした。

健康保険は単なる互助制度ではなく、法律に基づく社会保障制度です。社会保険では、企業負担が50%で、国民健康保険は国庫支出率が少ないことから、保険税が2倍以上の保険税というのは、社会保障制度として不公平であります。

平成26年度野洲市国民健康保険運営協議会では、国保税の引き下げも検討するとのことでありましたが、国保会計の県への移管時期が延びたことと、医療費が増加しているとの理由で引き下げもされませんでした。つまり、極めて高い国保税を引き続き市民に負担させるということでもあります。資格証明書の発行が行われ、高過ぎて払えない納税者に保険証を交付せず、保険証の取り上げが行われています。事情を聞いて発行するとしていますが、まだ高い比率です。全ての人に保険証の交付をすべきです。国民健康保険制度が市民の命と健康を守る社会保障制度であることを認識され、国保会計への繰り入れなどをを行い、誰もが払える国保税にされることを指摘いたしまして、反対討論とします。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 第4番、岩井智恵子議員。

○4番（岩井智恵子君） それでは、ただいま議題となっております議第64号平成26年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

国民健康保険法が昭和33年に制定され、昭和36年には国民皆保険体制が確立されてから既に半世紀以上が経過いたしました。この間、現行の国民健康保険制度は、国民に良質な医療を提供し、我が国が世界に誇るべき国民皆保険制度の根幹を支える重要な役割を担ってきました。

しかしながら、国民健康保険は、他の健康保険に比べて高齢者や低所得者の加入割合が高いことなどから、基本的に脆弱な財政基盤となっており、後期高齢者医療制度の創設など、幾度かの制度見直しが行われたものの、根本的な解決には至らず、長引く不況や医療費の高騰などが追い打ちをかける形で厳しい財政運営を余儀なくされていると聞き及んでおります。

このような厳しい状況下にある野洲市国民健康保険事業の平成26年度決算を見てみますと、歳入総額が50億7,351万5,516円、歳出総額が49億9,216万5,694円となっており、形式収支は8,134万9,822円の黒字、これに前年度からの繰越金や基金積立金を加減した単年度の実質収支では、約1,500万円の黒字決算となっています。

一般会計からの繰り入れは、国が示す繰り出し基準を基本に運用されているとのことであり、結果的に基金の取り崩しもされていないことから、厳しい財政状況下においては、まずまずの決算だったのではないのでしょうか。

ただ、今年度の8月補正予算において、国庫負担金の超過交付分返還金として約5,200万円を計上されていることなどを考えると、必ずしも楽観できる状況ではなく、今後も緊張感を持って国保財政の健全運営に当たられたいと思います。

主な個々の内容を見てみますと、歳入では国民健康保険税において、現年度分の収納率が95.2%となっています。景気の低迷など、全国的に徴収が厳しい状況であるにもかかわらず、95%を超える収納率は全国的にも高い数値であり、その収納対策は十分評価に値するものと考えます。

また、医療費の適正化を推進するための特定健診受診率は53.2%で、県の平均35.7%を大きく上回り、県下市町のトップクラスに位置することであり、特定保健指導の実施や人間ドック受診への補助と合わせて、市民の健康増進や医療費の適正化に大きく寄与しているものと推察している次第です。

国保事業の本来の目的である保険給付についても、特にトラブルの発生などは聞き及んでおらず、年々医療費が増加傾向にある中で、財政運営上きめ細かな見通しを立てて、財

政調整基金の運用など、財源の確保と合わせ適切に対応された結果と判断しています。

以上のように、平成26年度国保事業特別会計の決算からうかがえる国保事業の適切な運営や財政の健全化に向けた市の努力に対しまして、私は一定の評価をするものでございます。

最後に、平成30年度には国民健康保険が都道府県単位に広域化されるなど、国保制度が創設以来の大きな改革が行われるとのことですが、これらの行方を見定めつつも、それまでの間、本市国保事業のさらなる安定化及び健全化のため、引き続き医療費の適正化や保険税収納率の向上に努めるなど、より一層の経営努力を重ねられることを要望いたしまして、議第64号平成26年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての賛成討論といたします。

○議長（梶山幾世君） 次に、議第65号について、第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 第9番、東郷正明です。

それでは、議題になっております議第65号平成26年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論します。

超高齢化社会が急速に進む中で、高齢者に自助努力、自己責任を強要し、負担増と福祉切り捨てで生活破壊と貧困化がますます深刻化しています。

後期高齢者医療保険は、制度ができて7年目となりますが、75歳という年齢を重ねるだけで、今まで入っていた国保や健保から追い出され、県が運営する高齢者医療保険制度の適用となります。

後期高齢者医療保険制度は、年金からの天引きで際限なく2年ごとに保険料が見直されて引き上げられます。誰もが高齢を迎え、75歳になったら切り離してしまうというのは、後期高齢者医療保険制度そのものが差別ではないでしょうか。

現在、後期高齢者医療費の中の1割を後期高齢者の保険料で賄っていますが、国は徐々に負担率をふやし、2014年度は10%から10.8%に増額されました。医療費のかかる75歳以上の人だけを切り離した高齢者を別にする医療制度のもとでは、医療費の増加が保険料負担に直結し、保険料の引き上げがもたらされることとなります。全ての国民が老後を安心して迎えられる社会保障制度の充実こそ求められます。

よって、26年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対しまして反対討論とします。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 次に、議第74号、議第81号及び議第82号について、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） 第7番、太田健一です。

議第74号平成27年度野洲市一般会計補正予算（第5号）、議第81号野洲市個人情報保護条例の一部を改正する条例、議第82号野洲市手数料条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。この3つの議案は、マイナンバー制度に全て関わるため、まとめて反対討論を行います。

マイナンバー制度は、国民の各種情報を個人番号、マイナンバーによって結びつけ、活用する制度であり、政府は利便性を強調していますが、犯罪等の危険性を高め、国民に負担増をもたらすものであり、マイナンバー制度の実施を中止したとしても、住民生活には何の支障も生じないため、廃案にすべき法案であります。

そもそも、この制度導入を求めてきたのは財界であり、税、保険料の徴税強化と社会保障の給付削減を国民に押しつけ、社会保障に係る国の財政負担や大企業の税、保険料負担を軽減することが狙いであります。

さらに、資産家や富裕層などの資金や海外資産の把握への対策が十分にとられておらず、抜け穴だらけの制度とも言わざるを得ません。

この制度の基本的な問題点として、以下まず指摘します。

まず1点目に、国民一人ひとりに原則不変の個人番号をつけ、個人情報をこれによって容易に照合できる仕組みをつくることは、プライバシー侵害やなりすましなどの犯罪を常態化するおそれがあります。

2点目に、共通番号システムは、初期投資3,000億円ともされる巨額プロジェクトにもかかわらず、その具体的なメリットも費用対効果も示されないまま、新たな国民負担が求め続けられること。

3点目に、税や社会保障の分野では、徴税強化や社会保障給付の削減の手段とされかねないという点です。

確かに、この制度で管理や活用する側にとっては極めて効率的なツールであることは確かですが、ひとたび一元管理された個人情報が流出したり悪用されたりすれば、甚大なプライバシー侵害やなりすましなどの犯罪等の危険性を飛躍的に高めることになることも明白であります。

議案質疑や委員会での質疑の答弁では、JLIS、地方公共団体情報システム機構がマ

イナンバーカードの発行を一元管理して行うとありましたが、ハッカーによる情報漏えいの危険性はさらに高まることになると感じます。

こうしたリスクに対する問題点は以下であります。

1点目に、100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能です。2点目に、意図的に情報を盗み、売る人間がいるという点。3点目に、一度漏れた情報は流通売買され、取り返しがつかない点。4点目に、情報は集積されるほど利用価値が高まり、攻撃されやすくなる点です。

事実、こうした情報流出事件は国内外で相次いでおりまして、分野別番号を維持し、共通番号を利用した情報連携を行えるような仕組みはつくれない、行わない、廃止している海外の国もあります。莫大な費用や手間をかけて、わざわざ国民のプライバシーを重大な危険にさらす共通番号を導入するよりも、現在使っているシステムを活用しながら、税と社会保障の分野での業務の効率化、適正化を図り、住民の利便性を高めるために、知恵と労力を使うべきであると考えます。

これは国の制度であるため、地方行政で何とかなるようなことではありませんが、こうした問題だらけのマイナンバー制度の導入に関わる議案に対しては反対とします。

以上、反対討論とします。

○議長（梶山幾世君） 次に、議第85号について、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） 第7番、太田健一です。

議第85号おうみ自治体クラウド協議会の設置に関する協議につき議会の議決を求めることについての反対討論を行います。

議案質疑や委員会質疑の中で、当局側がこの自治体クラウドの大きなメリットとして上げていたのは、4割ほどの経費削減であります。確かに、湖南5市によるハードウェア共同利用による一定の経費削減は理解できますが、同時にマイナンバー制度と同様の個人情報を中心に大きなリスクにさらすことにもつながることが懸念されます。

答弁の中で、こうした危険性に対しては単独よりもクラウドの方が安全性が高く、国基準のセキュリティー対策によって保護されるとありましたが、その保証や担保はどこにもありません。

質疑では、一貫して安くなるとのことでありましたが、経費削減と市民の安全、安心をてんびんにかけることは許されることではないと思います。

今後、海外企業の参入で大規模な情報漏えいの可能性も考えられ、市民の暮らしを脅か

すことにもつながりかねないこの自治体クラウドには反対とします。

以上、反対討論とします。

○議長（梶山幾世君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議第63号から議第85号まで及び請願第1号の各議案について順次採決いたします。

まず、議第67号から議第73号まで、議第75号から議第80号まで、議第83号及び議第84号について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま宣告いたしました議案15件については、各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（梶山幾世君） ご着席願います。

起立多数であります。よって議第67号から議……。

暫時休憩いたします。

（午後3時05分 休憩）

（午後3時20分 再開）

○議長（梶山幾世君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

起立多数であります。よって、議第67号から議第73号まで、議第75号から議第80号まで、議第83号及び議第84号の議案15件については可決いたしました。

次に、議第63号平成26年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

議第63号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（梶山幾世君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第63号は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議第64号平成26年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

議第64号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（梶山幾世君） 　ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第64号は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議第65号平成26年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

議第65号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（梶山幾世君） 　ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第65号は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議第66号平成26年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

議第66号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（梶山幾世君） 　ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第66号は、可決いたしました。

次に、議第74号平成27年度野洲市一般会計補正予算（第5号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

議第74号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（梶山幾世君） 　ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第74号は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議第81号野洲市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

議第81号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（梶山幾世君）　ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第 8 1 号は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議第 8 2 号野洲市手数料条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

議第 8 2 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（梶山幾世君）　ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第 8 2 号は委員長の報告のとおり決しました。

次に、議第 8 5 号おうみ自治体クラウド協議会の設置に関する協議につき議会の議決を求めることについて、採決いたします。

お諮りいたします。

議第 8 5 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（梶山幾世君）　ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第 8 5 号は委員長の報告のとおり決しました。

次に、請願第 1 号国に対し「所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願書について、採決いたします。

総務常任委員会委員長の報告は不採択とすべきものであります。

これより、原案についてお諮りいたします。

請願第 1 号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（梶山幾世君）　ご着席願います。

起立少数であります。よって、請願第 1 号は不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（午後 3 時 2 6 分　休憩）

（午後 3 時 2 7 分　再開）

○議長（梶山幾世君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

発議第 3 号から発議第 5 号まで並びに意見書第 9 号及び意見書第 1 0 号を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(梶山幾世君) 異議なしと認めます。よって、発議第3号から発議第5号まで並びに意見書第9号及び意見書第10号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長(梶山幾世君) 追加日程第1、発議第3号から発議第5号まで、野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例他2件を一括議題とします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○事務局長(白井芳治君) 朗読いたします。

発議第3号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例、発議第4号野洲市議会委員会規則、発議第5号野洲市議会会議規則の一部を改正する規則、以上でございます。

○議長(梶山幾世君) 議案の朗読が終わりましたので、提出者の説明を求めます。

発議第3号から発議第5号までについて、第20番、立入三千男議員。

○20番(立入三千男君) それでは、議題になっております発議第3号、第4号及び第5号について、いずれも関連性がございますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

これまで、常任委員会や特別委員会の運営につきましては、委員会条例と会議規則以外に詳細な規定がなく、規則性や統一性に欠けるという課題がございました。また、今後の委員会運営におきましては、その活性化を図ることが重要であり、議会改革の視点に立ったルール化を目指す必要がございます。

そこで、これらの課題解決を図るため、本年6月から議会改革特別委員会において慎重な議論をしていただき、委員会条例及び会議規則の一部を改正するとともに、委員会規則を新規に制定するとの提案をいただきました。このことから、この協議結果をベースといたしまして、議会として今回の発議の提案に至ったところでございます。

基本的には、会議規則に規定しております内容を新規制定の委員会規則に規定替えするものでありますが、新たな委員会規則では、この機会に委員会運営のルール化や活性化を図るための独自の規定を設けることとしております。

まず、発議第3号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例におきましては、現行では、委員会運営の詳細な規定を会議規則に委任しておりますが、これを議会の規則、いわゆる新たに制定いたします委員会規則に委任先を変更しようとするものでございます。

また、現在、委員会では、これまで委員会条例と議会会議規則に規定してございました内

容以外は、慣例により本会議に準拠して運用していましたが、このことによる解釈ミス
の発生等が危惧されていたところでございます。

そこで、今回、発議第4号野洲市議会委員会規則を新たに制定をし、委員会運営につ
いて詳細に規定することにより、ミスの発生等を防止するとともに、野洲市固有の観
点を組み入れながら、委員会運営上のルールの明確化を図ろうとするものでござい
ます。

最後に、発議第5号野洲市議会会議規則の一部を改正する規則の改正理由といたしま
しては、大きく2点がございします。

1点目は、当会議規則には、本会議と委員会の運営に関する規定が混在をしており、わ
かりにくいという課題がありますので、これを解消し、当会議規則の規定内容を基本
的に本会議に関する事項に限定すること。

2点目には、本会議の欠席理由を明確化するとともに、男女共同参画の視点に立ち、欠
席理由の拡大を図ることとあります。

なお、この発議3件の条例、規則の施行日は、いずれも本年10月1日からとするもの
でございます。

以上、今回提案いたしました発議3件の提案理由とさせていただきます。何とぞ議員各
位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、提案理由の説明といたしま
す。

以上です。

○議長（梶山幾世君） これより、ただいま議題となっております発議第3号から発議第
5号までについて、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第3号から発議第5号までについては、会議規則第
39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに
ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） ご異議なしと認めます。よって、発議第3号から発議第5号ま
でについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております発議第3号から発議第5号までについて、討論を
行います。

討論は、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(梶山幾世君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

発議第3号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(梶山幾世君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号野洲市議会委員会規則については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(梶山幾世君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第5号野洲市議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(梶山幾世君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

(追加日程第2)

○議長(梶山幾世君) 追加日程第2、意見書第9号及び意見書第10号ヘイトスピーチに反対し、それをなくすための法整備を求める意見書(案)他1件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

意見書第9号及び意見書第10号について、第6番、山本剛議員。

○6番(山本 剛君) 第6番、山本剛です。

意見書の提案理由を説明します。

まず、意見書第9号ヘイトスピーチに反対し、それをなくすための法整備を求める意見書(案)ですが、ヘイトスピーチは、言うまでもなく重大な人権侵害行為であり、基本的

人権に関わる問題です。以前はインターネット上で書き込みされていた人権侵害行為が、現実の社会で公然と行われるようになったものです。基本的人権に関わる問題であると同時に、人道的にも許されるものではありません。こうしたことが公然となされることは、日本社会の人権感覚が問われていることでもあります。国際化、多文化共生社会に逆行するヘイトスピーチをなくし、全ての人の人権が尊重されることを目指して、本意見書案を提案するものであります。

次に、意見書第10号労働者保護ルール見直しを慎重に行うよう求める意見書（案）です。

今回の改正では、解雇の金銭解決制度やホワイトカラー・エグゼンプション等、働く人の労働条件を悪化させるおそれのある項目が盛り込まれています。労働者が安心して働くことは、社会の安定に直結しています。労働者の労働条件や労働環境が低下することのないよう、労働者保護ルール見直しが慎重になされることを求め、本意見書案を提案するものであります。

以上、2点、提案理由の説明といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（梶山幾世君） これより、ただいま議題となっております意見書第9号及び意見書第10号について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第9号及び意見書第10号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第9号及び意見書第10号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第9号及び意見書第10号について、討論を行います。

討論は、ございませんか。

暫時休憩いたします。

(午後3時40分 休憩)

(午後3時43分 再開)

○議長(梶山幾世君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、発言を許します。

まず、意見書第10号について、第15番、矢野隆行議員。

○15番(矢野隆行君) 第15番、矢野隆行でございます。

労働者保護ルールの改正に反対する意見書(案)に対しまして、反対の立場で討論させていただきたいと思っております。

このたびの労働者保護ルールの改正におきましては、過労死の撲滅を目指しまして、全体として働き過ぎの抑制を意図しているのが今回の改正であります。また、雇用のミスマッチによる業種別では深刻な人手不足となっているところもあるので、雇用の流動化を図ることはこれも本当に重要であると思っております。

また、この意見書案にありますホワイトカラー・エグゼンプションにつきましては、年収1,075万円以上の労働者に限定する方向でありまして、大多数の労働者には本当にこれは無縁であると認識しております。

今国会で再提出されております労働者派遣法改正案につきましては、労働者保護支援を強化、臨時的な働き方の明記など、正社員化を促す助成金も拡充、雇用安定も義務づけまして、派遣労働者を保護する趣旨が一層明確になっております。正社員を希望する派遣労働者におきましては、その道が開かれるよう支援し、派遣労働を希望する人には待遇の改善も進めていく方向であります。

具体的には、派遣労働者の雇用安定やキャリア形成支援の取り組みを強化し、その実効性を担保し、業界の健全化を図るためにも、現在届け出制を認めている派遣事業を全てこれを許可制にすることにもなっております。

業務ごとに派遣労働者が働ける時間が異なる現行制度も、派遣元派遣会社におきまして、派遣先派遣労働者の全てにわかりやすい制度へと見直しが今されております。

従来、期間限定のなかった専門26業種、いわゆる秘書、研究開発などの区別を廃止いたしまして、全ての業務に期間限定を行います。

さらに、派遣元に有期雇用されている派遣労働者であれば、派遣先の同じ職場、会社などで働ける期間の上限を3年に設定いたしまして、また派遣先の事業所ごとに派遣労働者の受け入れができる期間を、原則3年とする制限も設けることになっております。これは、

無期雇用の場合は、これらの制限の対象外であります。

さらに、派遣労働者個人の期間制限が不安定な有期雇用の派遣労働のまま、同じ職場に同じ仕事で固定されることを防ぐためであります。

さらには、3年ごとの職場変更により、派遣労働者が経験を積みましてキャリアアップにつなげていく、こういったことにもなるわけでございます。

さらに、派遣先ごとの期間制限には、派遣労働者に仕事を任せ続けることによりまして、正社員との置き替えが進むのを防ぐ、こういった目的もあるわけでございます。

また、さらに、現場をよく知る労使の話し合いによりまして、派遣先が派遣受け入れを延長することもできるようにしてございまして、より実態に即した判断を可能としております。労働組合が延長に反対した場合には、派遣先に今後の対応などを説明する義務もこれも今回求めるようになっております。

さらに、派遣元に対しまして、個人の期間制限を迎える派遣労働者に派遣先への直接雇用の依頼、さらには新たな派遣先の提供などを講じる雇用安定処置を新たに義務化も今回盛り込まれております。

さらに、計画的な教育訓練やキャリア形成に関する相談の実施も初めて義務化、義務づけもされております。

これらの義務を果たさない派遣元には、許可の取り消しも含め、行政がしっかりと指導することにもなっております。

さらに、派遣先には自社の正社員募集情報の提供も義務づけております。キャリアアップ助成金も拡充いたしまして、派遣労働者を正社員として扱う場合の支給額を、現行の60万円から80万円に引き上げることもなっております。

さらに、派遣元には派遣労働者の賃金などにつきまして、派遣先の労働者との間でバランスのとれた待遇を確保するために配慮した内容を説明する義務も新設してございまして、派遣先に業務に関連した教育訓練の実施や、さらには休憩室など福利厚生施設の利用につきましても、派遣労働者への具体的な配慮も義務づけされております。さらに、派遣労働者が原則として臨時的、一時的なものであるとの考え方を明記してしております。また、雇用安定処置のうち、派遣先への直接雇用の依頼を法律で定める1番目の事項に位置づけまして、直接雇用の重要性を明確化し、新たな派遣先の提供も、また能力や経験などに照らし、合理的なものに限るとしております。

この改正案におきまして、正社員を望む派遣労働者への支援や派遣労働者の待遇改善も

進むものであり、特に派遣元の義務が強化され、義務違反にはこういった厳しく対応するとなっております。派遣先にも待遇改善や正社員化も促しております、今回の批判は当たらないと思っております。

以上のことから、労働者保護ルールの改正に反対する意見書案に対する反対討論といたします。

以上であります。

○議長（梶山幾世君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、意見書第9号ヘイトスピーチに反対し、それをなくすための法整備を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（梶山幾世君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、意見書第9号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第10号労働者保護ルール見直しを慎重に行うよう求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（梶山幾世君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第10号は否決されました。

本日、可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は、本職より直ちに関係機関に提出いたします。

暫時休憩いたします。

（午後3時53分 休憩）

（午後3時56分 再開）

○議長（梶山幾世君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

○市長（山仲善彰君） 平成27年第3回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は去る8月27日に招集させていただき、本日に至りますまで23日間でありました。提案いたしました専決処分1件、平成26年度決算の認定11件、平成27年度補正予算6件、条例の改正5件、法定協議会案件1件、人事案件2件の合計26議案につきまして慎重にご審議の上、いずれも原案のとおりお認めいただき、誠にありがとうございます。

この中で、おうみ自治体クラウド協議会の設置に関しましては、今後関係市が抱える共通の基幹情報に関する事務につきまして、スケールメリットを生かしてセキュリティーを万全にしつつ、ただいま効率化と財政負担の軽減化が図れる取り組みであると考えており、今後関係市と連携し、慎重かつ制度及び社会状況の変化にも柔軟に対応した取り組みを進めていきたいと考えております。

また、福祉、農業、教育、交通安全、さらには新病院整備に関してなど、多岐にわたり、さまざまな分野における施策に対して貴重なご意見やご提案をいただきました。これらを真摯に受けとめ、これからのまちづくりに生かしてまいります。

あす、9月19日には地域の念願でありました篠原駅自由通路と新駅舎の供用が始まります。また、新野洲クリーンセンターの来年秋の操業に向けて建設工事が順調に進んでおります。野洲第1こども園、野洲駅北口の整備も工事が進んでおります。また、4月から始まった生活困窮者自立支援や地域包括支援等のサービスに関しましても、市民生活の支援として充実をしております。今後も教育、子育て支援、高齢化対策、就労、雇用対策、駅前整備、病院整備、国道8号バイパス等の交通道路対策、農業を含めた産業振興、環境、景観、観光対策などの諸課題につきまして、引き続き透明、公平、公正を基本として積極的な取り組みを進めてまいります。

最後に、議員の皆様方におかれましては、健康に十分ご留意をいただき、市政運営に一層のご理解とご支援を賜りますことを切にお願い申し上げますとともに、本市発展のために一層のご活躍をいただきますことをお願いをいたしまして、閉会にあたってのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（梶山幾世君） 以上で、平成27年第3回野洲市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。(午後 3 時 5 9 分 閉会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成27年9月18日

野洲市議会議長 梶山幾世

署名議員 河野司

署名議員 坂口哲哉